

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

午前10時59分開議

○委員長（秋葉忠雄君） ただいまから議会運営委員会を開きます。

傍聴の皆様に申し上げます。

委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守していただきますようお願いをいたします。

本日は、議会のICT化に伴う文書共有システムの試行運用のため、ノートパソコン及びタブレット等の持込みを許可しております。

なお、今回は、通知機能を使用し、資料を発信させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長挨拶

○委員長（秋葉忠雄君） 協議に先立ちまして、議長から御挨拶がありますので、お願いをいたします。

○議長（岩井雅夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、世界的に猛威を振るっております新型コロナウイルスに感染されました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、お亡くなりになりました方々に対しましては、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、先月25日に、ようやく緊急事態宣言が解除されましたが、いまだ首都圏内からの感染数は日々報告されており、依然として予断を許さない状況にあります。

こうした中、議員各位の深い御理解を賜り、このたび新型コロナウイルス感染症対策に日夜従事されています医療従事者に対する支援策に役立てていただこうと、総額にして約1,161万円余りを捻出するため、今定例会で議員報酬の減額措置を行うための議員発議を御提案することに至りました。

加えて、常任委員会等の各種委員会活動における行政視察につきましても、新型コロナウイルスによる感染の影響を考慮し、今年度の行政視察を市議会として見送ることとしたことで、当該公費分の総額約773万円余りを新型コロナウイルス感染症対策関連事業に充てることができるとなど、これらの取組は千葉市議会として大変意義ある行動であり、議員皆様に改めてお礼を申し上げます。

さて、8日に招集されます第2回定例会におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら、常任委員会等の改選をはじめ専決処分や補正予算、条例議案等、数々の重要案件を御審議願うわけでございます。そのため、議会日程や運営面におきましても、従来とは異なる対応をお願いすることになるかと存じますが、委員の皆様におかれましては、引き続き特段の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（秋葉忠雄君） ありがとうございます。

議長よりお話がありましたとおり、今定例会は新型コロナウイルスの拡大防止に配慮しながら

らの運営となりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

議案・諮問・発議について

○委員長（秋葉忠雄君） それでは、協議を行います。

初めに、議案・諮問及び発議について、事務局より説明をいただきます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 私より、議案・質問及び発議の取扱いにつきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、配付書類の2ページをお開き願います。

今回、提出されております議案等につきましては、市長提出議案が15件、諮問が1件、議員提出発議が2件の計18件でございます。

市長提出議案の内訳は、専決処分6件、補正予算議案3件、条例議案5件、一般議案1件となっており、また、諮問の1件につきましては、退職手当に関する処分についての審査請求につきまして議会の意見を求めるものでございます。

また、議員提出発議の2件は、発議第4号が、千葉県国民健康保険条例の一部改正について、発議第5号が、千葉県美術館条例の一部改正についてでございます。

付託先につきましては、議案・諮問・発議付託一覧表の左の欄に記載の委員会に付託いたしたいと存じます。

委員会別付託件数につきましては、2ページの下欄に記載してございますように、総務委員会8件、保健消防委員会9件、環境経済委員会4件、教育未来委員会5件、都市建設委員会3件でございます。

議案・質問・発議の取扱いにつきましては、以上でございます。

○委員長（秋葉忠雄君） 御質疑等がございましたらお願いいたします。はい、中村委員。

○委員（中村公江君） 諮問1なんですけれども、こういう諮問があった場合のこちら側の態度というか対応というのは、具体的にはどういうふうになるのかというところをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長（秋葉忠雄君） 議会事務局次長。

○議会事務局次長 過去にもこの諮問は、中身は違いますけれどもあったことは御記憶にあったかと思えますけれども、結論といたしまして、今まで特にこの諮問されたものに対して異議がないということで結論のほうは、議決結果につきましては異議ない旨の答申というような形で対応をしておりました。

○委員長（秋葉忠雄君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 私たちは賛成だ、反対だ、要は可決だ、否決だという、そういう態度の表明という扱いで全体の流れの中で出されるのかどうかという、そういうこちら側の関わりとの諮問の扱いの感覚がちょっともう少し。

○委員長（秋葉忠雄君） お願いします。

○総務課長 総務課長、足立でございます。

今回、議会のほうに諮問させていただきましたのは、審理員のほうでの一定の判断が出ましたことから、この判断につきまして議会のほうでの御意見を賜るというものでございまして、意見をいただいたその結果をもちまして、市長のほうで最終的に裁決を行います。その裁決を

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

行うに当たりましての御意見を議会のほうから頂戴するというものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋葉忠雄君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 意見としては、例えば了とするとか、それはちょっとどうなのかという疑義があるとか保留にするとか、そういうもし賛否で言うと、どんな形を表明するということになるのかだけお聞かせください。

○委員長（秋葉忠雄君） 総務課長。

○総務課長 総務課長でございます。

最終的には、結論といたしましては、こちら側の判断に対して異議があるかどうかというところを御判断いただくというような形になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（秋葉忠雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 本件についても一つ質問です。いわゆる議論、賛否とはまた別にこの諮問について考え方とか、そういうのを述べるような機会は、この議会では確保されているのか、そこを教えていただきたいと思えます。

○委員長（秋葉忠雄君） 総務課長。

○総務課長 多分議会の運営の中での話になるかと思うんですけども、常任委員会のほうでこれは御審査いただいて、最終的には各会派のほうで討論の機会がございますので、その中で諮問についても触れていただくというような流れになるかと存じます。

以上でございます。

○委員長（秋葉忠雄君） よろしいですか。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（秋葉忠雄君） ないようですので、以上のとおり決定をいたします。

なお、定例会開会日に、共産党さんより提出されます発議第4号及び第5号の提案理由説明文を議場に配付いたしますので、御了承を願います。

千葉市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

次に、千葉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御協議を願います。

お手元に配付のとおり、案文が提出されておりますので、事務局より説明させます。調査課長。

○調査課長 調査課でございます。

条例案文につきまして御説明いたします。

この条例は、令和2年7月に支給する議員報酬の額につきまして、新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業の財源に活用することを目的としていまして、30%の減額をする改正を行うものでして、議員報酬の額の特例措置といたしまして、附則に加えるものでございます。

施行日は、令和2年7月1日でございます。

説明は以上です。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（秋葉忠雄君） お聞きのとおりでございます。

本発議案につきましては、昨日の幹事長会議で御協議をいただき、記載の内容で定例会初日に上程することを全会派に御了承をいただいております。

つきましては、提出者は議会運営委員長ということで定例会初日に上程し、提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、採決をいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（秋葉忠雄君） それでは、以上のとおり決定します。

請願について

○委員長（秋葉忠雄君） 次に、請願についてであります。今回、提出されました請願2件を、配付書類3ページ及び4ページの請願文書表に記載の委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（秋葉忠雄君） ないようですので、以上のとおり決定をいたします。

陳情について

○委員長（秋葉忠雄君） 次に、陳情についてであります。今回、提出されました陳情1件を、配付書類5ページの陳情文書表に記載の委員会に議長において付託いたしますので、御承願います。

一般質問について

○委員長（秋葉忠雄君） 次に、一般質問については、新型コロナウイルスの感染のリスクを少しでも減らすため、長時間の会議を控える必要があることから、議員皆様の御理解、御協力をいただき、今定例会では実施しないことといたしますので、御了承を願います。

特別委員長報告について

○委員長（秋葉忠雄君） 次に、大都市制度・市制100周年調査特別委員長報告及び超高齢社会調査特別委員長報告につきましては、定例会初日の6月8日をお願いしたいと存じます。

なお、今回は長時間の密となる会議を控える必要があることから、文書による報告といたしたいと存じますので、御了承を願います。

説明員について

○委員長（秋葉忠雄君） 次に、説明員の座席につきましては、お手元に配付してあります座席表のとおり、服部副市長の退任及び川口副市長の就任並びに国家戦略特区担当局長の廃止に伴う変更がございますので、御了承を願います。

また、今定例会に出席する旨、議長に報告がありました説明員につきましては、配付書類6ページに記載のとおりであり、議場における密集状況を回避するため、議場説明員の出席は最小限となっております。

なお、今定例会におきましては、座席表に関わらず前後左右に間隔を空けて着席といたしました

いと存じますので、御了承を願います。

意見書案について

○委員長（秋葉忠雄君） 次に、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりであります。提出会派の説明をお願いします。

まず、共産党さんからお願いをいたします。

○委員（中村公江君） ナンバー1、感染症の基準病床数の増床を求める意見書（案）です。新型コロナウイルスの感染症は、世界各国への感染拡大と長期化の様相を見せ、感染症対策の強化が求められ、医療現場は逼迫しています。

国、地方自治体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第3条第1項に基づき、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように、必要な措置を講じるよう努めなければならないとされています。また、厚生労働大臣は、同法第9条第1項に基づき、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」を定めなければならない、医療提供体制の確保等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負うものです。

千葉県内に11か所ある感染症指定医療機関の一つに、市立青葉病院が第二種感染症指定医療機関として指定されています。第二種感染症指定医療機関の感染症病床数は、二次医療圏の人口に応じたものとされ、30万人以上100万人未満は6床です。そのため、市立青葉病院の感染症病床は6床のみで、一般病床で新型コロナ陽性者に活用しています。

厚労省の調査で、全国の感染症病床数は1995年が9,974床、2018年が1,882床と減少しています。感染者病床の確保が困難な状況を鑑みれば、医師の確保とともに感染症の基準病床数を増やし、そのための財政的支援を行うことは喫緊の課題ですので、国に対して強く求めるものです。

次に、PCR検査体制の抜本的な改善と強化を求める意見書（案）です。

新型コロナウイルスから国民の生命、健康を守るため、一日も早く感染症の拡大を終息させることは、国の最優先課題です。

感染を疑われる人は、保健所を通さず迅速に検査できるPCR検査センターの設置・推進は不可欠です。安倍首相は、同センターの設置を表明し、さらに、「保健所の業務過多や検体採取の体制などに課題があるのは事実。早急に強化していきたい」と述べました。

全国の地方自治体で同センターを設置の動きはありますが、その設置費用は、1か所平均5,000万円かかると言われています。令和2年度補正予算には、同センター設置関連予算を含んでおらず、政府は、緊急包括支援交付金1,490億円などで対応するとしていますが、同センターを全国数百か所設置することになれば、新たに200億円必要になります。

厚生労働省は、「風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く」という相談・受診の目安を変更しており、さらにPCR検査体制の充実が求められます。

安倍首相自ら同センターの設置という方針を表明した以上、既存の予算の枠内にとどめることなく、さらなる補正予算を組むなど措置を講ずるべきですので、PCR検査体制の抜本的な改善と強化を強く求めるものです。

次に、新型コロナウイルス感染症対策における経済的困難を抱える子供と家族への支援強化を求める意見書（案）です。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

新型コロナの感染拡大の影響で、経済的困難を抱える子供と家族が、さらなる深刻な困窮に直面しています。独り親家庭を支援するNPO法人の本年4月上旬の調査では、新型コロナウイルスの影響で「収入が減る」と回答した世帯が48.6%、「収入がなくなる」と回答した世帯が5.8%、合計54.4%の世帯が収入が減る、なくなるという状況です。

また、休業補償は、一斉休校で休んだ人の18.5%しか受けられず、一斉休校の対策とし、すぐに現金給付が欲しい人は78.1%に上ります。

このような状況で最も求められている支援は、休業補償とともに迅速な現金給付、子供が安心して行ける場所の提供、就学援助を受けている家庭への給食費の返還が挙げられます。

国において、経済的困難を抱える子供と家族、支援者の声に耳を傾け、関係省庁の連携の下、地方自治体の施策の拡充への支援を含め、迅速できめ細やかな対策を講じることが求められています。

4月8日には、国連・子どもの権利委員会が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明を出し、各国政府に対し、「子供の最善の利益」という原則を反映した対応を求めています。子供の休息や余暇、レクリエーション、文化的、芸術的活動に関する権利も含まれており、子供の権利条約に基づく対応が日本政府に求められているので、以下5点、要望します。

1、子供や家庭への支援の前提となる「国連・子どもの権利委員会」の声明に明記された「子供の最善の利益」のためのあらゆる措置を講ずること。

2、新型コロナウイルス感染症は、「指定感染症」として適切な医療を公費により提供されることを周知するとともに、窓口負担なしで受診や検査ができるように運用すること。

3、感染拡大防止のための外出自粛等により就業機会が奪われた場合や、それらの影響により家計の収入が減少した場合等に、保護者の職種、就業形態等の働き方に関わらず、公平に所得補償を行い、児童手当及び児童扶養手当についても、一定額を上乗せした臨時特別給付金を早急に支給し、子育て家庭の家計への補償を実施すること。

4、家計の急変により、授業費や学費が納められなくなった高校生や大学生等が、就業や資格取得の機会が奪われないよう、学費の軽減や奨学金返済免除など対策の充実を図ることなど、子供の生活の補償に取り組むこと。

5、新型コロナウイルスへの感染や感染予防についての情報、家計への補償や子供の支援に関する情報が、経済的困難を抱える家庭にも届くように、SNSの活用や優しい日本語や多言語による発信を行い、制度の周知や強化を徹底するなど、相談体制の強化を図ること。

次に、特別定額給付金を生活保護申請の収入認定から除外するよう求める意見書（案）です。

新型コロナウイルスの感染拡大対策で、特別定額給付金が世帯全員に一律10万円の給付が実施されていますが、この給付金は、既に生活保護制度を利用している世帯に収入認定しないとされています。

一方、生活保護の利用は、預貯金といった資産などを活用しても最低限度の生活の維持が困難な場合に制度を利用できます。つまり、生活保護認定後の給付金は全額受け取れるが、申請前に給付金10万円を受け取れば資産と見なされ、生活保護申請の要否判定で生活保護の対象とならない世帯が生じます。

特別定額給付金は、「人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服し

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

なければならない」との趣旨に基づいて、日本に住む全ての人々に差別なく給付されなければなりません。収入認定と見なすことになれば、特別定額給付金の趣旨が生かされません。

生活保護利用者も申請者も大変な生活を余儀なくされており、特別定額給付金の受給の有無で、国民の中で分断が生じることは避けなければなりませんので、求めます。

次に、「高年齢者雇用安定法」の乱用をやめるよう求める意見書（案）です。

本年3月31日、新型コロナウイルス感染症が大問題になっている中、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）が改正されまあした。

これまで事業主に対し、雇用の機会を確保するため、①「定年の延長」、②「再雇用」、③「定年の廃止」のいずれかの措置の導入を義務づけてきましたが、さらに事業主に対して「雇用によらない働き方」も認め、65歳から70歳までの高齢者への就業の機会を確保するために、これらいずれかの措置を講ずるよう、努力義務が課せられました。

今回、改正された高年齢者雇用安定法は、雇用だけでなく就業でもよいとされ、労働者、有識者からは、労働契約から委託契約に変えて高齢者を労働法の保護から外し、フリーランスや派遣労働者化するものとの懸念の声や、政府による年金支給開始年齢引上げの狙いと、企業による人手不足や労働法に縛られず、最低賃金や労働災害を気にせずに解消したいという思惑が一致したものとの批判もあります。

さらに、今は65歳からだが、対象60歳からにする危険性さえあるなど、不安だらけの法改正です。年金だけでは生活できない高齢者が無賃金・無権利状態でも意に反して働かざるを得ない社会ではなく、高齢者が安心して暮らせる年金制度の確立と、高齢者でも経験と能力が生かせる働き方を保障するのが政治の役割ですので、求めます。

次に、消費税率5%への減税を決断するよう求める意見書（案）です。

政府の本年4月の月例経済報告では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあるとして、景気判断を2か月連続で下方修正しました。昨年10月からの消費税率10%への増税で景気は大きく落ち込み、そこへ新型コロナ感染拡大で、日本経済は危機的事態へと追い込まれました。

この不況は、国内はもとより世界全体に広がっており、2009年のリーマンショック後どころか、1929年の世界大恐慌以来との声さえ出ています。消費税増税にコロナ禍による企業の生産や収益減、雇用情勢の悪化などが加わり、国民は新型コロナウイルス感染への不安とともに、経済的な不安を増大させています。苦境に立つ個人と事業者への所得補償や損失補填など、直接的に安心して生活することが可能となる支援策を迅速かつ継続的に実施し、新型コロナ感染拡大前から消費税増税による深刻な消費不況に陥った事実を直視し、日本経済を立て直すための経済対策として、消費税率の引下げは緊急重要な施策となっておりますので、求めるものです。

次に、核兵器禁止条約に署名・批准するよう求める意見書（案）です。

本年、広島・長崎は被爆から75年目を迎えます。高齢化した被爆者は、自らの悲惨な体験を語り、「自分たちと同じ苦しみを世界の誰にも味わわせてはならない」との強い思いから、世界各地のNGOや草の根の市民運動と連帯し、核兵器を禁止し廃絶する条約を求めて「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」（ヒバクシャ国際署名）に取り組んできました。この思いを共有する地方自治体の7割以上の首長が署名し、国内でも1,000万人を超

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

える人々が署名に応じています。

核兵器禁止条約の制定・発効は、被爆者の命をかけた悲願です。2017年7月、その願いが、ついに核兵器禁止条約として国連加盟国の圧倒的多数の賛成で採択されました。2020年3月には、81か国が条約に署名し、この条約の発効に必要な批准50か国のうち、7割を超える36か国が批准しています。核保有国の妨害があっても、条例の発行は時間の問題です。核保有国と非核国との橋渡し役を自認する唯一の原爆被爆国の日本政府が、核兵器禁止条約を否定する態度は許されません。

昨年12月のNHKの世論調査でも、66%が日本も核兵器禁止条約に参加すべきと答えています。広島・長崎の被爆者の思いや核廃絶を願う国際的な世論に背を向けるのは、やめるべきです。よって、求めるものです。

次に、憲法への「緊急事態条項」の創設ではなく、憲法を生かすことを求める意見書（案）です。

新型コロナ感染が広がり国民の不安が高まる中、安倍首相が、憲法への「緊急事態条項」の創設の検討も含めて、憲法審査会での活発な議論を呼びかけたことは、重大な問題です。もともと「緊急事態条項」の創設は、憲法9条への自衛隊明記などとともに、自民党の改憲案の大きな柱として盛り込まれています。

「緊急事態条項」、いわゆる国家緊急権とは、「戦争・内乱・恐慌・大規模自然災害など、平時の統治機能では対処できない非常事態に、国家の存立を維持するため、国家権力が立憲的な秩序を一時停止して、非常措置を取る権限」とされており、内閣の権限を強化し、国民の人権を制限し、民主主義の機能を低下させるおそれが強いものと批判されてきました。

第二次世界大戦前のドイツでは、ワイマール憲法第48条の大統領非常権限が乱発された結果、ナチス・ヒトラーの独裁政治に道を開き、戦後、制定された日本国憲法は、政府の行為によって再び戦争の惨禍を起こさないように決意し、これに反する一切の法令及び詔勅を排除すると明記しています。

新型コロナ感染拡大防止のため、政府は、PCR検査体制と医療提供体制の強化への財政支出及び外出自粛や休業要請と一体での補償を緊急に応えることです。これは、日本国憲法第25条「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」また、第29条「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と定めている憲法上の当然の権利です。

よって、コロナ危機の打開のために憲法への緊急事態条項の創設ではなく、憲法を生かすことを強く求めます。

最後に、検察の独立性を侵害する検察庁法改正案の撤回を求める意見書（案）です。

安倍政権は、憲法の基本原理である権力分立を破壊する検察庁法改正案の成立を狙っています。新型コロナの危機から国民の命と暮らしを最優先で守らなければならないときに、文字どおり不要不急の同改正案を押し通すことは、到底許されません。

今回の改正案には、検察幹部の役職定年（63歳）について、「内閣が定める事由があると認めるとき」は延長できる特例を設けました。その結果、政権の意にかなう検察幹部は63歳以降も続投させ、意に沿わない場合は役職を解くことができます。

現在の検察庁法の下で、検察官は強大な捜査権を持つとともに、起訴の権限を独占し、準司

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

法官的な役割を果たしていますが、同改正案は、時の政権による検察官人事への恣意的な介入を可能にし、検察の政治的中立性や独立性を脅かします。また、政府自身がこれまでの検察官には国家公務員法の定年延長規定は適用されないとしてきた解釈にも反します。

同改正案に対し、「検察庁法改正案に抗議します」、「検察庁法改正案は廃案に」など、著名人や芸能関係者など、各界から抗議の声が広がりを見せています。

こうした世論に押され、安倍首相は今国会での本案成立は断念する一方、次期国会での成立を目指す姿勢を崩していません。広がる抗議や世論に背を向ける姿勢は、国民の声を切り捨てるものと言わざるを得ません。よって、求めるものです。

以上です。

○委員長（秋葉忠雄君） 未来民主ちばさん。

○委員（三瓶輝枝君） お願いします。

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策等の強化・継続を求める意見書（案）。

昨年12月以降、全世界に広がる新型コロナウイルス感染症は、多くの人々の尊い生命を奪い、社会生活や経済活動を大きく脅かしている。国民の生命及び健康を守るために、一日も早くこの感染症の拡大を終息させることは、国の最優先課題である。

国は、本年4月7日に緊急事態宣言を行い、その後の感染拡大を受けて、全都道府県を緊急事態措置の対象に拡大した。全国の地方自治体は、住民の生命及び健康を守るための対策に取り組む、国民も新型コロナウイルス感染症の終息のため、自粛等に協力してきた結果、新規の感染者数は減少傾向に転じ、5月25日に緊急事態宣言が解除された。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に有効なワクチンは開発されておらず、決定的な治療薬も存在しないなど、いまだに治療薬は確立していない。第2波・第3波の感染拡大も指摘され、今後も長期にわたる対策が求められている。

よって、本市議会は国に対し、以下の事項を強く要望するものである。

一つ、地方自治体を実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。財政支援に関しては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の迅速かつ拡充を求めた最大限の支援を実施すること。

二つ、新型コロナウイルス感染症により、経済的な影響が生ずる生活困窮者等への給付金を、迅速に支給するとともに、継続的な実施を検討すること。

三つ、個人事業主・中小企業事業者等の事業継続を可能とするために、持続化給付金、家賃補助や雇用助成等の支援策を拡充し、迅速に行うこと。また、その手続きの簡素化を図ること。

四つ、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、さらなる納税期限の延期、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付の条件緩和等の税制上の措置を拡充すること。

五つ、臨時休業により学校に登校できない児童・生徒が、家庭で平等な教育を受ける環境整備に向け、タブレットの配付、Wi-Fi等のインターネット環境の構築など、学校のICT環境の整備を早急に行うこと。

六つ、医療従事者に向けマスク・防護服・フェイスガード等のPPE（個人防護具）や医療用物資・資材等の十分な生産と供給が行われるように取り組むこと。

次、行きます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

新型コロナウイルスの感染拡大による経済対策として「消費税減税」の特別措置を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大が世界中に広がり、日本国内においても経済的に大打撃を受けている。

本年5月18日に内閣府が発表した2020年1月～3月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価変動の影響を除いた実質の既設調整値で前期比0.9%減、年率換算で3.4%減となった。また、共同通信社の発表によると、公益社団法人日本経済研究センターがまとめた2020年4月～6月期のGDP予測平均は、前期比5.89%減、年率換算で21.33%減となった。新型コロナウイルスの影響が拡大し、リーマン・ショック後の2009年1月～3月期の年率17.8%減をも超える見込みとなった。

これらの経済被害は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために日本政府が自粛要請を行い、それに対して国民も一致団結して協力した結果、生じたものである。だからこそ、日本政府は責任を持って、全国に行き渡り、かつ、国民の負担を軽くする経済政策を行う必要がある。

よって本市議会は国に対し、以下のことを要望する。

一つ、国民の消費意欲を喚起し、内需の拡大を図り、景気の悪化を抑え、回復し成長軌道へ戻すために、当面の間、「消費税減税」の特別措置を講ずること。

二つ、消費税減税による財源の確保に当たっては、国債を発行するなどし、地方自治体の財政負担の増とならないよう配慮すること。

以上です。

○委員長（秋葉忠雄君） 自民党さん。

○委員（阿部 智君） 種苗法の改正を求める意見書です。

現行の種苗法では、新品種につきましては国外へ持ち出すことができます。そのことによりまして、農家とかほかの方が一所懸命改良した良品品種が国外に流出しまして、それが反対に日本に輸入される。そして反対に、我々日本が輸出しようと思った国に安く輸出されるというような形、で国際競争力の観点でも非常に大きな問題を起こしております。

そこで、この種苗法を改正することによりまして、国外へ流出防止等の措置が取られるようになります。そのことによって、農家の知的財産権を保護されるというものでございます。

一方で、反対される方がいらっしやいまして、農家の経済的負担が増えるという声もございますが、これにつきましては、きちっとこの点につきましてもこの意見書のところでは触れておりまして、その軽減を図るようなことを求めています。

つきましては、優良品種や育成者権を保護するとともに、自家増殖の許諾の費用や手続など農業者の負担の軽減を図るということを求める意見書でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を求める意見書でございまして、こちらにつきましては、医療供給体制の整備、感染拡大の防止、給付金、助成金等につきましては迅速に実施するようなこと。

そして、教育につきましては、教育環境の違いに関わらず平等に受けられるよう、そしてICT環境を整備することを求めます。

そして、感染者やその家族につきましては、人権の侵害、風評被害の対策を講ずること、そしてエッセンシャルワーカーに対して敬意を表し、その負担を軽減すること。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

そして、地方自治体がこれから行います国の財政支援もさらに強化し、この地方自治体がきちっと対応できるようにするということを求める意見書でございます。

以上です。

○委員長（秋葉忠雄君） お聞きのとおりでございます。

御質疑等があればお願いをいたします。小川委員。

○委員（小川智之君） 共産党が提出されています検察の独立性を侵害する検察庁法改正案の撤回を求める意見書についてちょっとお聞きしたいんですけども、現行の検察庁法でも、検事総長、次長検事及び検事長は内閣が任命することになっておりますけれども、特にこれ改正になると何か変わって、恣意的な介入ができるようになるのでしょうか、ちょっとそこら辺が私、分からないので、ちょっと教えてください。

○委員長（秋葉忠雄君） 大丈夫ですか、中村委員。

○委員（中村公江君） 黒川氏自身は、実際にはこの間、賭けマージャンが発覚して辞職となって林氏に代わりましたけれども、今後、やはり本来、閣議決定して定年延長を行って、そしてその後、恣意的に内閣の指示で実際には延長ができるというような方向で示されるということになれば、内閣の顔色を伺って、実際には検察庁、検事長か、対応しなくちゃいけないような判断が鈍るということも非常に懸念されるということで、これはそもそもこれ自身をやるべきではないということと、さっきも一応述べておりますけれども、国家公務員法の中での延長規定と検察庁法との兼ね合いでは、そこには該当しないというふうに国がもともとそういった答弁で述べているのに、この解釈の意味もおかしいというのが、もともと言われているところなんです。

○委員長（秋葉忠雄君） 小川委員。

○委員（小川智之君） 今の話を聞いているとちょっと分からないんですけども、もともと今回、閣議決定で延長されたことがあまり合法的じゃないんじゃないかということが、むしろ合法的になることは、別にそれは恣意的になるわけじゃなくて、むしろ時の判断の内閣閣議決定で毎回毎回延長するほうがむしろ政治介入につながっちゃうんじゃないかなというふうに、ここら辺は意見の相違なのであれですけども、済みません、ちょっと私には理解がし難かったので、大変失礼いたしました。ちょっと確認させていただきました。ありがとうございました。

○委員長（秋葉忠雄君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 今の検察の独立性をの中で、一つは最終的には、やはり国家公務員の定年延長というものが視野に入ってくるのではないかと思っているんですけども、その辺の考え方についてはどうなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（秋葉忠雄君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 国家公務員法の定年の延長そのものを私たちは否定するものではなくて、ただ、検察官にはこれは適用されないということを、前、国会の答弁の中で実際にはこういうふうに解釈されていて、それがずっと長年、そういう方向でされていたという経緯があります。

私たち自身は、検事の人たちが定年延長することそのものを別に否定しているわけじゃないけれども、ただ、今回の在り方と事前の対象者も含めた進め方というところが非常に疑義があ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

るということもそうだし、あと今まで歴代の方が国にやっぱり意見書を上げるということは、やはりそういう危惧があるということと、森友、加計も含めた問題、この間の遡っての問題も含めて、いろいろ疑義があるということも含めて指摘をしているということが大きな問題じゃないかなと思います。

○委員長（秋葉忠雄君） ありますか、まだ。どうぞ、中村委員。

○委員（中村公江君） 済みません、私も質問します。

ナンバー10の未来民主ちばさんの意見書案のところですけれども、経済的な影響が生ずる生活困窮者等への給付金を迅速に支給とかというのは、これは何を指すのかなというのがちょっと、想定するものは何なのかなというのが1点と、それと消費税の減税、私たちは5%というふうに記載していますけれども、そちらで出されたナンバー11は、何%ぐらいの減税を想定しているのか、同じような趣旨と捉えていいのかどうかということ伺います。

それと自民党さんのナンバー12の種苗法の改正ですけれども、農家が種を取って翌年にそれを利用することを原則禁止しようとするもので、これは国連総会が採択した農民の権利制限では、種子の自家増殖や販売、利用などは、農民の権利というふうに明確に定めているんですけれども、それに反するんじゃないかと思いますが、見解を求めます。

○委員長（秋葉忠雄君） じゃあまず、三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず、共産党さんは5%というふうに限定されているようですけれども、やはりこれは国のほうで議論していただきたいと思います。いろいろな意見が、例えばゼロ%にしろとか、あるいは5%、8%に戻せとか、いろいろな意見が出ていますので、そういった意味では、国の議論に委ねたいというふうに考えております。

それともう一つは、経済的な影響が生ずる生活困窮者でございますが、これまで通常に生活できていた方、何とかしのいでいただいていた方が、今回のコロナショックで大変厳しい状況になってしまう、そういった方を対象として考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（秋葉忠雄君） 自民党さん。

○委員（阿部 智君） 一般の農家の方につきましては、今後は許諾、許可をいただくような形になるということです。決して使用を制限するわけではなくて、きちっと手続を取ってくださいということでございます。一般品種につきましてはオーケーということで、一般品種はほとんど、9割前後ぐらい一般品種ですね。特殊な残りの1割ぐらいがこれに相当しますので、大きく制限するというものでもなく、そしてきちっと手続を取れば大丈夫というものでございますので、我々としては問題ないと思っております。

○委員長（秋葉忠雄君） 中村委員。

○委員（中村公江君） ナンバー10は何となく分かりました。

ナンバー11は、結果的には国の議論にということですが、私たちも一応5%ということを出しているけれども、財源の問題も含めてなかなかそれはすごい難しいのかどうか、ちょっと一応それぞれで検討はしていただければなと思います。

それと種苗法の関係ですけれども、許諾云々とおっしゃいますけれども、実際には自分のところで作ったもの、それを結局、毎回毎回そのために支払いをしなくちゃいけない、その農家の負担というのが重くて大変だというふうに現場からは言われていて、自家増殖を規制をして

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

も、海外の持ち出しは物理的に止めることはできないのではないかと。そして農水省も認めるように、品種の登録を行うことが唯一の方法だというふうに考えますけれども、どうですか。

○委員長（秋葉忠雄君） 民主党さん。

○委員（阿部 智君） 御指摘のところでありました海外への流出というのは、確かにこの種苗法の改正だけでは厳しいものもあります。国際的な同意に持っていかなきゃいけない。そのためには、国内のこの種苗法が今のままで国際的なところでの合意へ持っていくというのは非常に難しいのですので、まずは第一歩として、今、自由に外国に持っていけるようなこの状況を改善しないとイケないというのが大きな目的でございます。

そして、農家の御負担の部分につきましては、これはやっぱりいろいろ考えていかなきゃいけないということで、本来であれば本国会で成立していただきたかったのですが、流れるということでございます。いろいろな意見がある中で、この意見書にもこの御負担の部分についてもきちっと軽減を図るように記載をしておりますので、そういう反対とか、御心配をされていらっしゃる方の意見もこの意見書には反映しているつもりでございますので、御理解いただきたいかなと思っております。

○委員長（秋葉忠雄君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 一応自家増殖する場合というのは、許諾料を延々と支払わなくちゃいけないとか、米の場合は県などの公的機関から買うときの8倍になるとか、かなり負担が重くなるということを言われていて、前は種子法というのがあったんですけどもそれを廃止しちゃって、今、野党が共闘してその復活をという話も出ているかなというふうに思います。だからそういう点では、本来、ちょっとここで言われている問題が、結果的に改正をするだけでは解決できないということは指摘だけさせていただきます。質問はしません。

○委員長（秋葉忠雄君） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（秋葉忠雄君） ないようですので、これらの意見書につきましては、次回以降に御協議をお願いいたします。

なお、同種の意見書案が提出されているようでありますので、会派間で調整が可能ならば、調整をお願いしたいと存じます。

調整案につきましては、9日火曜日までに事務局までお願いいたします。

運営日程案について

○委員長（秋葉忠雄君） 次に、運営日程について、事務局より説明いたさせます。事務局次長。

○議会事務局次長 それでは、運営日程案につきまして御説明申し上げます。

配付書類の7ページをお開き願いたいと存じます。

配付書類の7ページ、会期につきましては、一般質問の実施見送りに伴いまして、第1回定例会中にお示ししました日程案を変更し、6月8日月曜日から17日水曜日までの10日間を予定してございます。

まず、開会日の6月8日月曜日でございますが、お手元に配付してございます6月8日の議事の流れについてを御覧いただきたいと存じます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

この日は、午後1時開会でございますが、開会に先立ちまして、4月1日付の人事異動に伴う新任局部長等の紹介がございます。今回は、議場説明員のみの実施でございます、対象者は9名でございます。

開会後は、まず、諸般の報告、会議録署名人の選任、会期決定の後、大都市制度・市制100周年調査特別委員長報告及び超高齢社会調査特別委員長報告がございます。

両特別委員長報告につきましては、先ほど委員長からお話ございましたとおり、今回は文書による報告となります。

続きまして、先ほど本会議初日での上程が決まりました発議第6号・千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての審議でございますが、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、採決となります。

最後に、採決しました発議以外の議案、諮問、発議の上程、提案理由の説明がございまして、この日は散会でございます。

それでは、恐れ入ります、配付書類7ページの運営日程案にお戻りいただきたいと存じます。

8日の本会議散会後は、議案研究を行っていただきますが、議案研究の日程表につきましては、当日、配付させていただく予定でございます。

また、今定例会におきましては、会派で希望される議案のみの実施となりますので、議案研究の実施を希望されない議案がございましたら、本日午後5時までに議事課までお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、議案質疑の通告締切は、9日の午後4時までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議案質疑の通告時間等につきましては、今回に限りまして別紙で御用意してございますが、議案質疑及び討論についてという資料がございます。1枚のA4の資料でございますが、そちらの資料の議案質疑について、記載のとおりとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、9日火曜日の午後から10日水曜日までの日程でございますが、この間に常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任と、請願の委員会付託等をお願いしたいと存じます。

なお、特別委員につきましては、常任委員と同様に解散することになりますので、現委員については、選任と同時に辞任の手続きを取らせていただきます。

また、記載はされておませんが、監査委員についても同様に選任と同時に辞任の手続きを取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

9日火曜日の午後1時30分から幹事長会議を開催し、各委員の選任の協議をお願いいたします。委員選任の協議が全て整いましたら、議会運営委員会を開催していただき、本会議の開催日時と議事の流れを御協議していただきたいと存じます。

続きまして、11日木曜日は午後1時開議でございまして、議案質疑、常任委員会付託でございます。

なお、この日の午前11時開催の議会運営委員会は、意見書案の調整等がございましたら開催をさせていただく予定で記載しております。開催しない場合は、事務局より中止の旨を、後日、御連絡させていただく予定でございます。

続きまして、12日金曜日と15日月曜日は、常任委員会でございます。常任委員会につつまし

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ては、密集状態をできるだけ避けるため、第1から第3委員会室を使用し、午前、午後の分散開催といたしたいと存じます。

開催時間につきましては、午前は9時30分から、午後は1時からを予定しておりますが、午前中の委員会の進行状況によりまして、午後の開催時間が変更となる場合がございますことをあらかじめ御承知おきいただきたいと思います。と存じます。

なお、午前中は総務委員会、保健消防委員会、都市建設委員会の3委員会に審査をお願いし、午後からは環境経済委員会、教育未来委員会の2委員会を開催していただきたいと存じます。

また、委員会開催に当たりましては、委員席、説明員席の間隔をなるべく空けて御着席いただくとともに、第1回定例会中も実施いたしました。が、委員会室の定期的な換気にも御協力をお願いしたいと存じます。

なお、12日は請願・陳情の2回目の締切日とさせていただいております。締切時刻は午後5時までに受付されたものとさせていただいております。

続きまして、16日火曜日は休会日でございますが、この日の午後1時から最終日の本会議の議事の流れ及び意見書案等の協議のための議会運営委員会を開催させていただきたいと存じます。

最後に、17日水曜日、最終日は午後1時開議でございます。委員長報告、討論、採決をお願いし、定例会は閉会でございます。

なお、委員長報告につきましては、先ほど特別委員会でも申し上げましたが、文書による報告となりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。と存じます。

また、討論につきましても、今回に限りまして議案質疑、討論についてと書かれた資料の下のほうにございますが、討論についてに記載のとおりで進めさせていただきますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。と存じます。

運営日程案につきましては、以上でございます。

○委員長（秋葉忠雄君） 御質疑等があれば。小川委員。

○委員（小川智之君） 今回、短縮日程については、幹事長会議の中でこの例示案が出ていたので、ある程度は理解しているんですけども、今回、議案数というのが初めて出てきまして、そういった中で、総務は9件プラス請願の審査があつて9件ぐらい審査しなきゃいけない、保健消防も9件あつて、かなりの分量になってくると、これは1時までに終わらなくてずるずる行っちゃった場合は、環境経済、教育未来のスタート時間はずっと遅れてしまうということではよろしいでしょうか。

○委員長（秋葉忠雄君） 議会事務局次長。

○議会事務局次長 お見込みのとおりで御理解いただければと思います。ですので、一応午後部の部の方々については、午後1時ということで御参集いただく予定でございますが、あらかじめ先ほども御説明させていただきましたが、遅れる可能性がございますので、そこを踏まえて御理解いただき、御参集のほうをいただきたいと思います。と存じます。

○委員長（秋葉忠雄君） はい、小川委員。

○委員（小川智之君） 今さらなのかもしれませんが、ちょっとやっぱり今回、慎重審議、もともとの審議の中で議案質疑の時間も少ない、一般質問もない中で、やっぱり常任委員会での質疑というのは一番重要などころになってきて、やっぱり我々としても時間をしっかり

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

かけて審議をしたいなという思いがある中で、果たしてこれで本当にいいんだろうかというのをすごく、今さらなんですけれども、例えば終わらなかったら2日、要は変な話ですけれども15日も予備日があるわけですよ。その予備日の活用とかについてやらないと、多分ほかの議員もずっと幾ら待っても始まらない日程というのは、どうなのかなと思うんですけれども。むしろ午前中に終わらなかったところから、順次、15日に送るとか、そういう発想はないんでしょうか。そうすると、何のための予備日なのというのがありますよね。

○委員長（秋葉忠雄君） 議会事務局次長。

○議会事務局次長 この件につきましては、幹事長会議等で御協議のほうを踏まえた上で、こちらのほうに議長提案として上げさせていただいた経緯がございますが、そのときの協議経過におきましては、特にその辺の御意見等いただいておりますので、この形で御提案をさせていただいたということでございます。

○委員長（秋葉忠雄君） 近藤委員。

○委員（近藤千鶴子君） 幹事長会議では、常任委員会を分散してやるということは了解しています。その議案の中身について検討して、時間配分するということですが、今、小川委員が言われたように、案件数が多い委員会が午前中になっていますよね。そうであるならば、案件数の少ない委員会を午前中に持ってきて、そして案件数の多いのを午後にして、もし定時でできなければ次の日にやるとかというような形に、どこの委員会を午前中とか午後とかというのは幹事長会議では出されていませんので、それはちょっと違うかなと。分散開催することは了解はしましたけれども、それは議案数によって検討していただけるということですので、今の小川委員のように、今、見ますと、非常に案件数が多いのが午前中というのは、私もいかなものかなというふうに思いますけれども。

○委員長（秋葉忠雄君） その辺は、議会事務局次長。

○議会事務局次長 失礼いたしました。

近藤委員がおっしゃったとおりの内容でございます。大変失礼いたしました。

○委員長（秋葉忠雄君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） まだその辺はちょっとよく分かっていないんですけれども、今の質問の中で、また答弁も伺うことによって、例えば5時までかかっちゃったと、第1の総務等ですね。5時までかかっちゃったと。その場合には、環境経済から二つの委員会は15日になるのかとか、その辺を明確にしておいていただければいいのかなと思いますので、まだ決まっていなかったということだったので、もうちょっと具体的に精査をお願いしたいと思います。

○委員長（秋葉忠雄君） お願いします。

○議事課長 議事課でございます。

今、お手元にお配りしております議案数でございますが、実際の議案数は補正なら補正の1件ということで、その補正の中身がまた各局の件数が分かれておまして、その数を足しているものではないので、ちょっとこの数を議事課といたしましてはバランスを見ますと実際、保健消防は確かに数が多く、そして総務と都市建設は数が少ないということがありましたので、午前中にお入れした形にしております。（小川委員「案件数が多いのは環境経済も多いんですよ。それは間違いありません」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。今、小川委員おっしゃいましたように、環境経済、3局入っております。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ますが、補正予算としては1件ということですので、その1件のやつが3局が補正出ていますと、そのうち3件という数になるんですが、そこを入れているわけではなく、補正予算、議案数としての数をお入れしておりますので、数を一瞬見てしまいますと、今、おっしゃったようなところになります。

○委員長（秋葉忠雄君） 実際にはどこが一番時間を取りそうなの。

○議事課長 一番多いのは、議事課で数えますとやはり保健消防がまたがっている数を数えますと多くありましたので、午前中からというふうにお入れしております。都市建設と総務局につきましては、午前中の9時半からですと3時間、12時半ぐらいまでに終わる可能性が高いのかなということでお入れした次第でございます。

○委員長（秋葉忠雄君） これで大丈夫そうということだね。中村委員。

○委員（中村公江君） ここで書かれているスケジュールでは、午前中に総務と保健消防と都市建設委員会ということで、委員会室は1、2、3ですよね。それで例えば都市建設がそれほどなければ、そうしたら3で環境だとか教育だとかというのが始まるということは可能性としてあるんですか。

そうしたら見込みでは何とも言えないんですけども、環境経済もかなりボリュームはあるし、教育未来も結構いろいろ要望も含めてあるので、ちょっとそのあたり、日程の設定は別に無理に、密を避けると言いながら、でも審議が不十分では困るし、何か三つやるというのと四つやるというのと何がどう違うのかなという思いもしますよね。同時開催がむしろ例えばやったからといって、現実、結局3の委員会で作る中身と4の委員会とか5の委員会で例えばやったとしても、人数的にはあまり変わらないわけですよ。審議をきちんとしようというんだったら、むしろ同時開催のほうが全体の流れからしたら問題ないのかなという気もしないでもないんですけども、あえて午前だ、午後だで、開始の時間がいつだか分からなくて、しかも請願とかで意見を言おうとした人は一体何時になるか全然分からないというのも、それも非常に気の毒な話で、だったら最初から10時から全体でやるというような流れというのは、この議案のボリュームと条件からすると、ちょっと見直しというのは。今、広いところでただ二つだけだったというならまだ分かったんですけども、割かし狭い3も含めてやるというんだったら、むしろ五つ一遍にやっちゃったほうがいいのかなというふうにも思ったりしたんですけども、そこはどうなんですか。

○委員長（秋葉忠雄君） 議会事務局次長。

○議会事務局次長 御承知かと存じますが、第5、第4の委員会室はかなり狭い面積でございまして、そこに間隔を空けて委員方お座りいただくような形を取りますと、執行部のほうが実質入らない形になります。テーブルが通常4列入っているものが2列になってしまうところもあたりというところで、その辺を含めましていろいろ検討した結果、1、2、3がそれでも広い部屋でございまして、傍聴者も1人でも2人でも入れられるという状況の中で1、2、3の委員会室を使用する形になったということでございます。

あとお時間のところなんですけど、検討していく中で3委員会、午前中にやっていく中で、2委員会なり早く終われば1委員会分、先ほどお話があったように、その委員会を午後までやっていただいて、あと午後は2委員会分ですので、残りの2委員会室で対応していただくという考え方がございましたので、一応それで進めさせていただきました。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ただ、2委員会が残る可能性もあるわけでございますので、その辺のところにつきましては確かにおっしゃるとおり、課題は残るところがあるかと思えます。

○委員長（秋葉忠雄君） どうでしょうか、このままでいいですか。時間的には一つだけ。

○委員（小川智之君） 例えばさっき話があったように、早く終わったところは順次やっていくんだったら、じゃあ環境と教育、どっちが早く優先されるのか決めておかないと、もしこのルールでやっていくんだったらそのルール決めもしないと、委員もそうだし、さっき言った例えば陳情、請願も教育未来はあるわけですよ。そうすると、この意見陳述する人も何時になるか分からないままずっと待っていきやいけなくなっちゃうし、ちょっとそこら辺はもう1回ちょっと整理しないといけないのかなと思うんですけども。

○委員長（秋葉忠雄君） 近藤委員。

○委員（近藤千鶴子君） さっき小川委員が言われたように、午前中の部分が12時半までで終わりにしていただいて、残ったら15日にやればいいじゃないですか。そうじゃなかったら午後の人たちは待っているわけだから、だから午後はきちっと1時までに始めるように。消毒とかもやるの、ふいたりするの。

○ 消毒はやります。

○委員（近藤千鶴子君） でしょう。だからその時間も必要なんでしょうから、だから午前中の時間を何時までというふうに決めて、それまでに終わらない場合は15日ということであらかじめ開会のときに委員長なりに説明していただければ、どうですか。

○委員長（秋葉忠雄君） じゃあ、そういう形で事務局もいいですか。じゃあ、それで行かさせていただきます。よろしくをお願いします。

じゃあ、以上のとおり決定をいたします。

その他

○委員長（秋葉忠雄君） 最後に、今定例会における一般質問、議案質疑及び常任委員会に関するもののほかに取り組み感染症拡大防止対策については、別紙のとおり措置を講ずることといたしたく存じます。

まず、本会議における出席者の調整についてです。

現在の議場は、議員間で適切な距離を保つことが困難な状況であるため、極めて異例の対応ではございますが、採決等を除く各日程の開議後に、定足数を満たす範囲で出席者を調整することで、議場における密集状態の防止を図りたいと存じます。

なお、出席者の調整につきましては、お配りしました資料のとおりとさせていただきます。その際の退席者については、控室等で議会中継を視聴していただくほか、傍聴者の妨げにならない範囲で傍聴席にて傍聴をいただくことも可能としたいと存じます。

また、併せて議場においては、委員会と同様、開催中においては1時間ごとに10分程度左右の扉を定期的に開放し、換気を行いたいと存じます。

次に、傍聴対策についてですが、第1回定例会に引き続き、取組としてできるだけ傍聴を控えていただき、傍聴者が来られた際は、座席間隔の確保とマスク着用等をお願いするものです。委員会においては、座席間隔を確保するため、通常、傍聴定員の半数を上限といたしたく存じます。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

なお、傍聴対応については、議会ホームページ等でも御案内をいたします。

最後に、我々議員の体調管理についてです。

感染症の拡大防止のため、会議に出席する際はマスクを着用するとともに、定例会期間中は必ず毎朝に体温を測定し、発熱等の症状が見られた場合、強いだるさや息苦しさがある場合は絶対に登庁しないことをお願いいたします。

これらの取扱いにつきまして御意見がございますでしょうか。阿部委員。

○委員（阿部 智君） 議案質疑、そして討論で間引きの配置になっておりますが、そのときに発言される議員がこのパターンに入らない場合の取扱いがどうなるか教えてください。

○議事課長 議事課でございます。こちらパターン1、パターン2で今28名入っております、今、阿部委員がおっしゃいました質疑の質問者、そして討論での発言者につきましては、それにプラスアルファということで認識しておりますので、質問される方はプラスとしてお入りいただきたいと思っております。

○委員長（秋葉忠雄君） よろしいですか。中村委員。

○委員（中村公江君） 例えば討論というのは、通告してから討論じゃないですか。つまり傍聴席にいて、それで裏を回って、出してから席に座るんですか。その流れがイメージからすると、ここに座っていると云われながら、もともと指定されていないのに先に座っておいていくのかという、ちょっと流れが1件どうかなというのと、それと傍聴に来られた方に非接触性の体温計みたいな、例えば熱がないかどうかというもののチェックみたいなのは、今、どこでもしていますよね。私たちもそこにいて、ほかの人が来て変な話、うつっちゃしようがないんだから、お互いの健康管理のためにもそういうチェックというのは最低限必要かなという気もするんですけども、そのあたりの考えはどうですか。

○委員長（秋葉忠雄君） お願いします。

○議事課長 まず、討論のほうでございますが、17日の水曜日でございますが、開会いたしまして討論の前に一度退席する時間を、間を空けるんですが、討論される方につきましては、この場で残られるということでもよろしいかと思っております。タイミングと実際の賛成討論、反対討論等がございますので、またそこはちょっといろいろあろうかと思っておりますので、そこについては討論される方は残られるというふうに想定されております。

○委員長（秋葉忠雄君） 後ろのほう。

○議会事務局総務課長 総務課でございます。傍聴者の対応につきましてでございますが、非接触性の体温計につきましては、購入を検討はいたしましたが入手が難しい状況でございました。そこで傍聴の受付時にお熱はどうですかというふうなことは必ずお聞きして、口頭になりますが確認をさせていただくというふうに考えております。

○委員長（秋葉忠雄君） 中村委員。

○委員（中村公江君） どこかしらには必ずあると思うので、ちょっと何とか確保はしていただいて、議会で口頭でやっぱり言った、言わないと、熱の問題というのはすごくナーバスで、本人が大丈夫だと言ったって分からないですよ、はたからは。だからそこはちょっと対応をされたほうがいいんじゃないかなと思うので、もし万が一、ちゃんと接触性のやつだとなかなか悩ましいんですけども、ただちょっと何とかその善処だけしていただければということだけ要望します。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（秋葉忠雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 傍聴者の方の情報等の取扱いについて質問しますが、傍聴のときには住所も書くんでしたか。もし、この議会において新型コロナウイルス感染症が発生した場合、積極的疫学調査を行うと。それぞれここに関連した人をトレーシングしていくはずだと思います。そのときに、傍聴された方もやっぱり調査対象になりますが、そのときに書いたこの住所でトレーシングできます。しかし、個人情報の取扱いにつきまして、どういうそういうことに提供できるようになっているのか、なっていないのか。なっていないければ、きちっと積極的疫学調査に使うという旨で一筆了承を取っておいた方がいいと思うんです。そのあたりについて、何かお考えがありましたらお願いいたします。

○委員長（秋葉忠雄君） お願いします。

○議会事務局長 個人情報の取扱いについてでございますけれども、基本的には、個人情報につきましては取得目的以外には利用できないというのは、御存じのとおりだと思います。ただし、第三者提供できるかとか目的外利用ができるかについては、生命に関わる場合ということにはできるということになりますので、あとは本人の同意があった場合ということになります。この扱いにつきましては、済みません、私どもまだ未協議でございましたので、個人情報部門と直ちに提供できるものなのか、それとも了解が要るものなのかという点を……（「 書いてる」と呼ぶ者あり）それをちょっと調整させていただきたいと思います。

○委員長（秋葉忠雄君） じゃあ、その辺はきちんとお願いします。小川委員。

○委員（小川智之君） 私、ちょっとこの文面に全く出てこなかったんですけども、たしか聞いている話だと、今回、傍聴の自粛をお願いするというふうに伺っているんですけども、それはどういう感じでうたって、例えばホームページ上でうたっているのか。どういうふうに、仮に来るときは体温を計ってくださいねとか、いろいろなことであとはやっぱり積極的疫学調査をお願いしますとか、諸々書いて、来てもらうには覚悟の上じゃなきゃ、だって我々がこれだけ対応して、今回、本来は僕らも本当に理解はしましたけれども納得はしていないと、福永先輩もよく言っていますけれども、全く納得はしていませんけれどもね、今回の短縮日程に関しては。とは言いながら、そうやって議会がやっぱり対応しているのに、あまりそこで結局一番リスクが高い不特定多数の方が来るという状況が一番リスクが高いわけじゃないですか。その状況を抑えきれないというのは変な話になっちゃうので、そこはしっかり対応してもらいたいなと思っています。

○委員長（秋葉忠雄君） 議会事務局長。

○議会事務局長 傍聴の方もお願いする分については、ホームページでしっかり周知をしていきたいと思います。ただ、個人情報の提供につきましては、ホームページだけで見た、見ないという話はちょっと難しいですので、それについては、しっかり提供する場については対応をしっかり考えた形で整理したいと思っております。

○委員長（秋葉忠雄君） それでは、以上のとおりお願いいたします。

本日の協議事項は以上でございます。

冒頭で申し上げましたとおり、今定例会は新型コロナウイルスの拡大防止に配慮した運営となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

午後0時13分散会